令　和　５　年

上 尾 伊 奈 資 源 循 環 組 合 議 会

第 ２ 回 臨 時 会 議 案

議　　案　　名

議案第２２号　令和５年度上尾伊奈資源循環組合一般会計補正予算（第２号）……別冊

議案第２３号　上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について…… 1

議案第２４号　上尾伊奈資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について…… 5

議案第２３号

上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和５年５月１９日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「次条及び第３条において」を「以下」に改める。

第２条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（報酬）」を付し、同条を次のように改める。

第２条　管理者及び副管理者の報酬は、次のとおりとする。

(1)　管理者　月額　２０，０００円

(2)　副管理者　月額　１８，０００円

第４条を第９条とし、第３条を第８条とし、第２条の次に次の５条を加える。

第３条　新たに管理者等になった者には、その日から報酬を支給する。

２　管理者等がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで報酬を支給する。

３　前２項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

第４条　管理者等の報酬の支給日は、その月の２１日とする。ただし、その日が休日（上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１２号。以下「勤務時間条例」という。）第９条に規定する休日をいう。以下同じ。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又

は土曜日でない日を支給日とする。

２　前項の規定にかかわらず、報酬の支給日後において新たに管理者等となった者及び報酬の支給日前において離職し、又は死亡した者には、その際に報酬を支給することができる。

第５条　報酬の額を算出する場合において、当該額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（報酬の支給の一時差止め）

第６条　管理者は、管理者等が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けたときは、第３条及び第４条の規定にかかわらず、当該身体の拘束を受けた日から身体の拘束を解かれる日までの期間（以下「逮捕等期間」という。）に係る管理者等の報酬の支給を一時差し止めるものとする。

２　前項の規定による報酬の支給を一時差し止める処分（以下この条において「報酬の一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第１８条第１項本文に規定する期間が経過した後においては、当該報酬の一時差止処分後の事情の変化を理由に、管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。

３　第１項の規定により一時差し止める報酬の額は、各月における逮捕等期間の日数（管理者等の報酬の支給日以後に逮捕等期間が始まったときの当該支給日の属する月の逮捕等期間の日数を除く。）に応じて、当該逮捕等期間の属する月の現日数（月の初日から末日までの間において管理者等の職に就いていない期間があるときは、当該管理者等の職に就いていない期間の日数を現日数から差し引いた日数）を基礎として日割りにより計算して得た額とする。

４　管理者は、報酬の一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該報酬の一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、報酬の一時差止処分を受けた者が刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが報酬の一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)　報酬の一時差止処分を受けた者について、当該報酬の一時差止処分の

理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2)　報酬の一時差止処分を受けた者について、当該報酬の一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し無罪の判決（無罪の判決と同様の効果を有するものを含む。）が確定した場合

(3)　報酬の一時差止処分を受けた者について、当該報酬の一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく身体を拘束する処分を受けた日から起算して１年を経過した場合

５　前項の規定は、管理者が、報酬の一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、報酬の支給を差し止める必要がなくなったとして当該報酬の一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

６　管理者は、報酬の一時差止処分を行う場合は、当該報酬の一時差止処分を受けるべき者に対し、当該報酬の一時差止処分の際、報酬の一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（報酬の不支給）

第７条　管理者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、第３条及び第４条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間に係る報酬を支給しない。

(1)　刑事事件により有罪の判決が確定した場合　逮捕等期間

(2)　刑事事件の刑の執行のため刑事施設に拘置された場合　当該刑事施設に拘置された期間

(3)　刑事事件について罰金又は科料の言渡しを受け、これらを完納しないことにより労役場に留置された場合　当該労役場に留置された期間

２　前条第３項の規定は、前項の規定により支給しないこととする報酬の額について準用する。この場合において、同条第３項中「日数（管理者等の報酬の支給日以後に逮捕等期間が始まったときの当該支給日の属する月の逮捕等期間の日数を除く。）」とあるのは、「日数」と読み替えるものとする。

３　前２項の規定により支給しないこととする報酬のうち既に支給された報酬があるときは、当該報酬の支給を受けた者は、これらを返納しなければならない。

別表中「（第３条関係）」を「（第８条関係）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和５年６月１日から施行する。

（適用）

2　この条例による改正後の上尾伊奈資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）第６条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けた期間がある場合の施行日以後の当該身体の拘束を受けた日から身体の拘束を解かれる日までの期間に係る管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）の報酬について適用する。

3　新条例第７条の規定は、施行日以後に同条第１項各号のいずれかに該当し、かつ、当該各号に定める期間が施行日以後にある場合の施行日以後の当該期間に係る管理者等の報酬について適用する。

提案理由

管理者及び副管理者による責任をもった公務の運営を期するため、報酬を支給することとしたいので、この案を提出する。

議案第２４号

上尾伊奈資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について

上尾伊奈資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和５年５月１９日提出

上尾伊奈資源循環組合管理者　　畠　山　　稔

上尾伊奈資源循環組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２０３条第４項の規定に基づき、上尾伊奈資源循環組合議会の議長、副議長及び議員（以下「議員等」という。）の議員報酬及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

（議員報酬）

第２条　議員等の議員報酬は、次のとおりとする。

(1)　議長　月額　２０，０００円

(2)　副議長　月額　１８，０００円

(3)　議員　月額　１７，０００円

第３条　議長及び副議長には選挙されたその日から、議員には職に就いたその日から、それぞれ議員報酬を支給する。

２　議員等がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで議員報酬を支給する。

３　前２項の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

第４条　議員報酬の支給日は、その月の２１日とする。ただし、その日が休日（上尾伊奈資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１２号。以下「勤務時間条例」という。）第９条に規定する休日をいう。以下同じ。）、日曜日又は土曜日

に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

２　前項の規定にかかわらず、議員報酬の支給日後に職に就いた者及び議員報酬の支給日前において離職し、又は死亡した者には、その際に議員報酬を支給することができる。

第５条　議員報酬の額を算出する場合において、当該額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（議員報酬の支給の一時差止め）

第６条　管理者は、議員等が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体の拘束を受けたときは、第３条及び第４条の規定にかかわらず、当該身体の拘束を受けた日から身体の拘束を解かれる日までの期間（以下「逮捕等期間」という。）に係る議員等の議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。

２　前項の規定による議員報酬の支給を一時差し止める処分（以下この条において「議員報酬の一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第１８条第１項本文に規定する期間が経過した後においては、当該議員報酬の一時差止処分後の事情の変化を理由に、管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。

３　第１項の規定により一時差し止める議員報酬の額は、各月における逮捕等期間の日数（議員等の議員報酬の支給日以後に逮捕等期間が始まったときの当該支給日の属する月の逮捕等期間の日数を除く。）に応じて、当該逮捕等期間の属する月の現日数（月の初日から末日までの間において議員等の職に就いていない期間があるときは、当該議員等の職に就いていない期間の日数を現日数から差し引いた日数）を基礎として日割りにより計算して得た額とする。

４　管理者は、議員報酬の一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該議員報酬の一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、議員報酬の一時差止処分を受けた者が刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが議員報酬の一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)　議員報酬の一時差止処分を受けた者について、当該議員報酬の一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2)　議員報酬の一時差止処分を受けた者について、当該議員報酬の一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し無罪の判決（無罪の判決と同様の効果を有するものを含む。）が確定した場合

(3)　議員報酬の一時差止処分を受けた者について、当該議員報酬の一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく身体を拘束する処分を受けた日から起算して１年を経過した場合

５　前項の規定は、管理者が、議員報酬の一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、議員報酬の支給を差し止める必要がなくなったとして当該議員報酬の一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

６　管理者は、議員報酬の一時差止処分を行う場合は、当該議員報酬の一時差止処分を受けるべき者に対し、当該議員報酬の一時差止処分の際、議員報酬の一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（議員報酬の不支給）

第７条　議員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、第３条及び第４条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間に係る議員報酬を支給しない。

(1)　刑事事件により有罪の判決が確定した場合　逮捕等期間

(2)　刑事事件の刑の執行のため刑事施設に拘置された場合　当該刑事施設に拘置された期間

(3)　刑事事件について罰金又は科料の言渡しを受け、これらを完納しないことにより労役場に留置された場合　当該労役場に留置された期間

２　前条第３項の規定は、前項の規定により支給しないこととする議員報酬の額について準用する。この場合において、同条第３項前段中「日数（議員等の議員報酬の支給日以後に逮捕等期間が始まったときの当該支給日の属する月の逮捕等期間の日数を除く。）」とあるのは、「日数」と読み替えるものとする。

３　前２項の規定により支給しないこととする議員報酬のうち既に支給された議員報酬があるときは、当該議員報酬の支給を受けた者は、これを返納しなければならない。

（費用弁償）

第８条　議員等が職務のため旅行したときは、別表に定めるものを除くほか、一般職の職員に支給する旅費の額に相当する額を費用弁償として、当該職員に対する旅費の支給の例により支給する。

２　前項の規定にかかわらず、議員等が議会の招集に応じて会議に出席したとき、又は特別委員会に出席したときは、１日につき１，０００円を費用弁償として支給する。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

（議員報酬の支給の特例）

２　令和５年４月分及び同年５月分の議員報酬を支給する場合における第４条第１項の規定の適用については、同項中「その月の２１日」とあるのは、「令和５年６月２１日」とする。

別表（第８条関係）

区分			費用弁償額
１	車賃（１キロメートルにつき）		３７円
２	日当（１日につき）	甲地域	３，１００円
		乙地域	２，６００円
		丙地域	５５０円
３	宿泊料（１夜につき）		１４，５００円
４	食卓料（１夜につき）		２，２００円

備考　この表において、「甲地域」とは県外（都の特別区の地域を除く。）をいい、「乙地域」とは秩父市及び秩父郡の地域をいい、「丙地域」とは県内（川越市、桶川市、蓮田市、さいたま市及び川島町並びに秩父市及び秩父郡の地域を除く。）及び都の特別区の地域をいう。

提案理由

上尾伊奈資源循環組合の設立に伴い、同組合における議会の議長、副議長及び議員の議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。